

檀原市放課後児童クラブ運営協議会放課後児童クラブ利用細則

(目的)

第1条 この細則は、檀原市放課後児童クラブ運営協議会利用規約（以下「利用規約」という。）の規程に基づき、放課後児童クラブの利用に際し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用申請の時期・利用諾否決定)

第2条 利用規約第4条第1項の指定された期日とは、利用開始日の前月1日から利用開始日の前日までのことである。ただし、4月中に放課後児童クラブを利用開始しようとする保護者（以下「申請者」という）は、前年度の運営協議会の定める期間（以下「一次受付」という。）に申請可能とする。

2 利用開始日が4月中にあり、一次受付に書類を提出した申請者を先に利用諾否決定を行う。その後、定員に余裕のある場合は、定員まで申請順に利用諾否決定を行う。

(利用形態の変更)

第3条 利用時間変更申請並びに土曜日利用の申請・変更及び利用休止については、児童の保護者（以下「利用者」という。）は、速やかに利用している放課後児童クラブを通じて檀原市放課後児童クラブ運営協議会委員長（以下「委員長」という。）宛てに、当該申請書（放課後児童クラブ利用時間変更申請書（様式第4号）・土曜利用申請書（様式第5号））または放課後児童クラブ休止届（様式第6号）を提出しなければならない。

(定員を超える取扱い)

第4条 利用希望児童数が定員を超えるに至った時は、クラブの状況や広さを考慮し、委員長・事務局・支援員でおおむね定員の1.1倍をめやすに承諾する人数を決定する。

2 利用開始日が4月中にある利用希望児童数が一次受付で定員を超えた場合、支援を必要とする児童（障がい児手帳、診断書等が提出されている児童）（以下「要支援児童」という。）は優先して利用諾否決定を行う。ただし、要支援児童の利用諾否決定については、申請者の意向に留意し、申請者と十分相談の上決定する。

3 第1項で定めた承諾可能人数から要支援児童の承諾人数を除き、学年の低い順に承諾可能人数まで承諾し、承諾可能人数を超えた利用希望児童（以下「待機児童」という。）を待機とする。

(待機の取り扱い)

第5条 待機の順位は、学年の低い順とする。同学年の場合は、申請の順とする。ただし、一次受付の利用諾否決定の時点で待機となり同学年でポイントが同じ場合は、申請順ではなく、保護者会の話し合いもしくは同順位の申請者の中で話し合いを行う。

2 待機児童がある場合に、要支援児童の利用申請があっても優先して利用諾否決定は行わない。待機の順位についても、他の申請者と同様とする。

3 クラブが入所可能状況になった日に利用開始日が到来していない待機児童が待機の1番になっている場合は、利用開始日が到来している待機児童を待機順位順に利用諾否決定を行う。

(長期休暇のみの利用)

第6条 長期休暇（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用をしようとする児童の保護者（以下「長期のみ申請者」という。）は、夏休み利用は5月21日から5月31日、冬休み利用は10月21日から10月31日、春休み利用は1月21日から1月31日（当日が利用しようとする放課後児童クラブの閉所日に当たる場合はその翌日以降最も早い開所日）までに、利用しようとする放課後児童クラブに申込し、夏休み利用は6

月20日まで、冬休み利用は11月20日まで、春休み利用は2月20日までに、放課後児童クラブ長期休暇利用申請書（様式第7号）等申請書類一式を揃え、利用しようとする放課後児童クラブを通じて委員長宛てに提出しなければならない。

- 2 委員長は、当該申請書を受理した時は長期休み開始月の1日（当日が事務局の休日に当たる場合はその翌日以降最も早い開局日）に、その諾否を決定し長期のみ申請者宛てに通知しなければならない。
- 3 委員長は、当該放課後児童クラブの受け入れ体制に余裕がある場合に限り、原則3年生以上で過去に通算24ヶ月以上当該放課後児童クラブの利用経験のある児童の利用諾否決定を行う。当該児童を受け入れてもなお受け入れ体制に余裕がある場合は、低学年を優先して利用諾否決定を行う。
- 4 定員を超過したクラブにおいては、児童の長期休みの特別利用定員枠を設定する。特別利用定員枠はクラブの状況や広さを考慮し、委員長・事務局・支援員により決定する。利用諾否決定は、待機児童の長期休暇利用希望者を待機順位順に行う。待機児童の長期休暇利用希望者が特別利用定員枠に満たなかった場合、特別利用定員枠内で長期のみ申請者の利用諾否決定を行う。
- 5 長期休暇のみの利用にかかる利用料は別表2に定める通りとする。

（一時外出）

第7条 止むを得ない事情により、開設時間内において施設を一時外出する場合は、利用者は放課後児童クラブ一時外出届出書（様式第8号）を、一時外出の日までに利用している放課後児童クラブを通じて委員長宛てに提出するものとする。

- 2 利用者は、一時外出の送迎及び当該時間中においては、放課後児童クラブの管理下でないことを了解のうえ、その安全管理に万全を期すものとする。

（申請等の様式）

第8条 この細則における申請書等の様式については、「檀原市放課後児童クラブ運営協議会利用申請書等の様式を定める細則」に定める。

（定めのない事項）

第9条 この細則に定めのない事項については、委員長が別に定める。

附則	この細則は、平成27年 4月 1日から施行する。
附則	この細則は、平成28年 5月29日から施行する。
附則	この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。
附則	この細則は、令和 2年 4月 1日から施行する。
附則	この細則は、令和 3年10月 1日から施行する。
附則	この細則は、令和 4年2月27日から施行する。
附則	この細則は、令和 4年 6月20日から施行する。
附則	この細則は、令和 4年 9月12日から施行する。
附則	この細則は、令和 5年 6月11日から施行する。
附則	この細則は、令和 5年10月1日から施行する。
附則	この細則は、令和 6年 7月 1日から施行する。
附則	この細則は、令和 7年 1月 1日から施行する。
附則	この細則は、令和 7年11月1日から施行する。

別表1

ポイント計算表		
事由	算出方法	ポイント
就労	月～土の就労日数 (日)×1日 20点	
入院	1週間のうち入院している日数 (日)×1日 15点	
看護・介護	1週間のうち看護・介護している日数 (日)×1日 10点	
就学	1週間のうち学校へ行っている日数 (日)×1日 7点	
通院	1週間のうち通院している日数 (日)×1日 4点	
産前産後		0
就職活動		0
その他	ケース会議により判定	

父母のどちらかポイントが少ない方を児童の点数とする

別表2

	利用時間	春休み (4月)	夏休み	冬休み	春休み (3月)
長期休暇中 の基本料金	18時まで	4,750円	28,500円	9,500円	4,750円
	注1)	1,750円	8,500円	3,500円	1,750円
	18時30分まで	5,000円	29,000円	10,000円	5,000円
	注1)	2,000円	9,000円	4,000円	2,000円
	19時まで	5,250円	29,500円	10,500円	5,250円
	注1)	2,250円	9,500円	4,500円	2,250円
おやつ代		250円	1,500円	500円	250円
土曜料金		500円	1,000円		500円

注1) 当該児童クラブに入所経験がある児童(過去に通算24ヶ月以上または待機児童)